

令和2年3月定例総会議事録

日 時 令和2年3月18日（水） 午前9時33分～午前11時15分

場 所 佐賀市役所 4階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第 1. 開 会

2. 報 告

第1号 農地法第3条の3届出

第2号 農地法第18条合意解約通知

第3号 使用貸借解約通知

第4号 形状変更届

3. 局長専決処分報告

第1号 農地法第4条による届出

第2号 農地法第5条による届出

4. 議 案

第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）

第2号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請

第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第6号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請

第7号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

第8号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

第9号議案 非農地通知について

第10号議案 下限面積（別段の面積）の検討について

5. 閉 会

午前 9 時 33 分 開会

○会長（坂井邦夫君）

おはようございます。今年度最後の総会となりました。4月以来、皆様方にいろいろな御協力をいただきましてどうもありがとうございました。心から感謝を申し上げながら、3月総会を始めさせていただきます。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は24名で、定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和2年3月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出5件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知16件、報告第3号 使用貸借解約通知6件、報告第4号 形状変更届1件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出6件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出3件。

議案としては、第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）3件、第2号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）4件、第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請7件、第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請4件、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請25件、第6号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請2件、第7号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転7件、第8号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定41件、第9号議案 非農地通知について3件、第10号議案 下限面積（別段の面積）の検討について1件、以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は3月10日、北部は3月11日に行っております。

また、調査会については、南部が3月12日、北部が3月13日に開催したことを報告します。会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、8番委員の青木委員、9番委員の西委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた議案書20ページ、21ページ、23ページ及び28ページから31ページまで、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番、3番、7番、8番及び20番から25番までの審議結果について報告します。

第48回常設審議委員会の報告

佐賀市 農地法第4条の規定による意見聴取については、ありません。

農地法第5条の規定による意見聴取について5件、農地法第5条関係5件については、異議なしとして佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページ及び2ページをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5

○会長（坂井邦夫君）

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から5番までの5件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書3ページから6ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～16

○会長（坂井邦夫君）

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から16番までの16件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書7ページ及び8ページをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1・2・3・4・5・6

○会長（坂井邦夫君）

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から6番までの6件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書9ページをお開きください。

報告第4号 形状変更届

1

○会長（坂井邦夫君）

報告第4号 形状変更届 報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書10ページ及び11ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1・2・3・4・5・6

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番から6番までの6件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書12ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書13ページ及び14ページをお開きください。

第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）

1

第2号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）

1・2

○会長（坂井邦夫君）

第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）、審議番号1番、及び第2号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）、審議番号1番及び2番の3件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、「区分地上権の設定」、「営農型発電設備（一時転用）」及び「工事用作業場（一時転用）」の案件で、一体のものとして願い出されていることから、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件について、一括審議・一括採決を行います。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）、審議番号1番及び、第2号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）、審議番号1番、2番の3件は、「区分地上権の

設定」、「営農型発電設備（一時転用）」及び「工事用作業場（一時転用）」の案件で、一体のものとして願出されていることから、一括審議・一括採決としました。

委員から、今後の見通しについて質問があり、事務局から、九州電力への負担金は払い込み済みであり、何年後かは明確ではないが、再申請を行いたいと伺っているとの回答がありました。

また、委員から、再申請の際には、これまで以上に慎重に審議する必要があるとの意見が出されました。

その意見等を踏まえ、調査会において審議したところ、取消し事由はやむを得ないものと判断し、この3件について願出どおり承認することで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、願出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）、審議番号1番、及び第2号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）、審議番号1番及び2番の3件については、願出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書13ページから15ページまでをお開きください。

第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）

2

第2号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）

3・4

○会長（坂井邦夫君）

第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）、審議番号2番、及び第2号議案
取消願（農地法第5条の規定による許可）、審議番号3番及び4番の3件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件についても、「区分地上権の設定」、「営農型発電設備（一時転用）」及び「工
事用作業場（一時転用）」の案件で、一体のものとして願い出されていることから、一括審
議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件について、一括審議・一括採決を行います。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）、審議番号2番及び第2号議案
取消願（農地法第5条の規定による許可）、審議番号3番及び4番の3件は、令和元年9月
に「区分地上権の設定」及び「営農型発電設備（一時転用）、工事用作業場（一時転用）」
で得た許可の取り消しの案件で、一体のものとして願い出されていることから、一括審議・
一括採決としました。

委員から、今後の見通しについて質問があり、事務局からは、申請人の親会社が電力会社
へ工事負担金を支払う関係で、優先度の高い物から先に手がけて行きたいということですが、
九州電力への負担金の支払いは済んでいるため、何年後かは明確ではありませんが、再申請
を行いたいと伺っている旨の説明がありました。

また、委員から、再申請の際には、これまで以上に慎重に審議する必要があるとの意見が
出されました。

その意見等を踏まえ、調査会において審議したところ、この3件について取り消し事由は
やむを得ないものと判断し、願い出どおり承認することで総会へ送ることに決定したもので
す。

以上で報告を終わります

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、願い出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）、審議番号2番、及び第2号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）、審議番号3番及び4番の3件については、願い出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書13ページをお開きください。

第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）

3

○会長（坂井邦夫君）

第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）、審議番号3番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）、審議番号3番は、令和2年1月の定例総会で許可となった親族間の贈与の案件でしたが、3条許可後、親族間で再度協議した結果、譲渡人がそのまま耕作することになったため、譲渡人、譲受人双方同意の上、許可の取り消しの願い出がなされたものです。

この案件について、調査会において審議したところ、取消し事由はやむを得ないものと判断し、願い出どおり承認することとし、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、願い出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、願い出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書16ページをお開きください。

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から3番までの3件は、贈与の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書16ページ及び17ページをお開きください。

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請

4・5・6・7

○会長（坂井邦夫君）

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号4番から7番までの4件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号4番及び7番は、贈与の案件、審議番号5番及び6番は、普通売買の案件です。

なお、各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送る

ことに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号4番から7番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書18ページ及び21ページをお開きください。

第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請

4

○会長（坂井邦夫君）

第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番、及び第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号4番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、転用目的が「貸家住宅の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号4番の2件は、転用目的が「貸家住宅の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行いました。

申請人は、申請地にある住宅を貸家住宅として貸し出していますが、貸家住宅への通路が狭小で支障をきたしていることに加え、現在、敷地の一部として利用している申請地が農地であることが判明したため適法化したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可なく転用されたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分はともに、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準もともに、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番、及び第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号4番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書18ページをお開きください。

第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請

2

○会長（坂井邦夫君）

第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、私本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、一時退室させていただき、この案件を審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この案件を審議することに決定しました。

それでは、この案件の議事進行を秋吉副会長にお願いします。

〔24番坂井委員 退室〕

○副会長（秋吉良太君）

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号2番は、転用目的が「貸資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、農業を営んでいますが、地域の農業用施設や水路環境整備工事を行っている建設業者から、資材置場を探しているとの相談があったため、申請地を資材置場として整備し、貸し出したいと申請されたものです。

申請人に、申請地からの排水について確認したところ、現在、申請地南側に農業用の排水管が複数設置されており、そのうちの1本は資材置場の排水用として利用し、それ以外の既設排水管は廃止する計画であり、申請地南側の新設U字側溝から新設溜桝を経由して、南側水路へ排水する計画であることから、資材置場からの排水が東側隣接農地へ流出することはないとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○副会長（秋吉良太君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

坂井会長の入室をお願いいたします。

[24番坂井委員 入室]

○会長（坂井邦夫君）

次に、議案書18ページ及び19ページをお開きください。

第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請

3・4

○会長（坂井邦夫君）

審議番号3番及び4番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号3番及び4番の2件は、転用目的が「貸資材置場（一時転用）」の案件で、申請人は農業を営んでいますが、今般、地元が事業主体となる農業用水路の護岸工事にあたり、近隣に工事用資材置場がないため、地元請負業者から申請地を資材置場として貸してもらいたい旨の申し出があったところ、申請地は、工事区域の中にあり適地と判断したため、貸資材置場として利用したく一時転用の申請をされたものです。

委員から、参考として護岸工事の詳細について教えてほしいとの要望がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、10番1の一部、11番の一部、16番の一部及び17番1の一部は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

16番2の一部は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、10番1の一部、11番の一部、16番の一部及び17番1の一部は、「仮設工作物

の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のc。

16番2の一部は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のbと決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号3番及び4番の2件については、転用目的が「貸資材置場（一時転用）」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。事務局。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

北部調査会において護岸工事の詳細について質問がありましたので、そのことについて説明をさせていただきます。

資材については、市から年度ごとに提供を受けて、工事請負費については多面的機能支払制度を利用してお支払いをするということです。

工事負担金につきましてはまだ決定していないということで、代理人の方から回答がありました。

以上です。

○会長（坂井邦夫君）

13番委員どうぞ。

○13番（福田義弘君）

審議番号の3番、4番についての中身のどうのこうのではありませんけれども、事務局の方に確認をさせていただきたいと思います。

といたしますのは、南部地区においてもクリーク防災事業といった形で農地を借りて松丸太とか資材置場とか、現場の道具置場、プレハブとか、そういったのを置いて工事が進められております。そうした場合も、やっぱりこの一時転用の申請をすべきと私は判断しますが、そこら辺はどのようになっているのでしょうか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

公共工事の場合には一時転用の許可は必要ないですけど、この分については、あくまでも地元が事業主体で工事をされる分なので、仮資材置場として一時転用の申請をしてもらっております。

○13番（福田義弘君）

というのは、土地改良区が事業主体であればオーケーということで判断してよろしいですか。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

はい、そうです。

○13番（福田義弘君）

分かりました。

○会長（坂井邦夫君）

6番委員。

○6番（鶴 敏春君）

土地改良区じゃないでしょう。地元の多面的機能支払の団体がしているわけでしょう、これは。

○会長（坂井邦夫君）

どうぞ、事務局。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

この案件につきましては、地元の多面的機能支払でされている分です。ですので、一時転用の許可の申請を出していただいているところです。

○会長（坂井邦夫君）

6番委員。

○6番（鶴 敏春君）

さっき材料を佐賀市の支給とか言われましたが、これは本当ですか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

原材料については、年度、上限はあると思いますが、佐賀市の農村環境課から松杭とかを支給していただいて、あと工事費だけを業者さんに多面的機能支払制度からお支払いするというで聞いております。

○会長（坂井邦夫君）

6番委員。

○6番（鶴 敏春君）

多面的機能で事業するときは材料支給は佐賀市の農村環境課はしないということで聞いておりますけど、それはあと1回確認を取ってください。私の方もしようとしたら、多面的機能の利用のときには資材の提供は市役所はしないということと言われましたので、それは確認をしておいてください、農村環境課の方に。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

はい、分かりました。確認をします。

○会長（坂井邦夫君）

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番及び4番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書20ページ、32ページ及び33ページをお開きください。

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2

第6号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請

1・2

○会長（坂井邦夫君）

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番、2番、及び第6号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番、2番の4件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件については、転用目的が「建売分譲住宅」及び「排水路」の事業計画変更を伴う案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この4件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番、2番及び第6号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番、2番の4件は、転用目的が「建売分譲住宅」及び「排水路」の事業計画変更を伴う案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人

説明を求めました。

申請地は、平成27年11月に転用目的が「条件付分譲住宅」及び「排水路」として許可を得て、工事着工がなされていましたが、当時の申請人が工事を継続することができなくなったため、今般、譲受人が転用目的を「建売分譲住宅」及び「排水路」として事業を承継したく、申請されたものです。

申請人に、雨水を北西側の水路や東側水路へ放流する計画はないか確認したところ、当時の計画の際に、地元から北西や東側水路へ放流することを反対されていたため、現在の計画どおり、申請地南側の国道暗渠管を通して排水する旨の回答を得ました。

また、申請地内に設置済みの側溝をそのまま利用するか確認したところ、手直しが必要な部分もあるため、改修する旨の回答を得ました。

さらに、北側農地への耕作路について確認したところ、市道予定である開発道路を耕作路として利用することで、北側農地の地権者から同意を得ているとの回答を得ました。

また、接道する国道は交通量も多いため、出入口に対する交通安全対策について確認したところ、警察との協議では特段の指摘はなかったが、地元の要望があれば、カーブミラーの設置を検討し、出入りしやすい環境をつくっていききたいとの回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準も、ともに、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番、2番の2件については、申請どおり許可相当として、また、第6号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番、2番の2件については、申請どおり承認することで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。5番委員。

○5番（百武正幸君）

今、調査会長から説明がありましたように、これは5年前、平成27年のときからいろいろ問題になってはありましたけれども、この間、時間が経過して、地元からも相当いろいろ事務局には問題点を指摘されたんじゃないかと思えますけど、その辺、事務局から分かったら、報告できる範囲内でいいですからお願いしたいんですけど。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局副局長兼庶務係長（古賀康生君）

私が以前、去年おとし行ったときには、自治会長さんの方からその進捗状況をお尋ねする電話がありました。それについてお話を続けていく中で、どうしてもその中の草が繁茂しているということで、農業委員会として許可したんだから、その分については早急な進捗を図るように転用事業者の方に言ってくださいというふうな話がございまして、当時の申請人を窓口にお呼びして状況を伺いながら、でも事業の進み具合がどうしても資金繰りでというふうなお話があったものですから、それについては善後策を考えてくださいというのと、やはり一番はあそこが荒地のようになってきておりましたので、きちんと草刈り管理をしてくださいというふうなお話をしたところでございます。

その回答を受けて、自治会長さんにその旨お伝えしたというのが状況でございます。

以上でございます。

○会長（坂井邦夫君）

5番委員、それでいいですか。

○5番（百武正幸君）

はい。

○会長（坂井邦夫君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可及び承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番、2番、及び第6号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番及び2番の4件については、申請どおり許可及び承認することに決定しました。

次に、議案書21ページから26ページまでをお開きください。

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請

4を除く3～14

○会長（坂井邦夫君）

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号4番を除く、審議番号3番から14番までの11件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号3番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、交通の便が良く、近隣に医療施設や教育施設もあることから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地北西に残る農地の雨水排水について確認したところ、申請地西側の道路側溝に排水する予定であり、道路管理者との協議を今後行う旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号5番も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に大型病院等があり、生活環境が良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地南側護岸について、水路との付け替えの計画を確認したところ、南側は準用河川であることから、手続きに時間がかかり、なおかつ、付け替え許可が出るかどうかもわからないため、付け替えの計画はない旨の説明がありました。

また、開発道路の出入口付近は、交通量が多いため、対策について確認したところ、横断歩道の設置について、警察と協議中との回答がありました。

さらに、委員より、交通量が多いため、工事の際は十分注意してほしい旨の要望がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「一般住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は現在アパートに居住していますが、住宅を購入するにあたり、申請地を宅地として利用したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号7番、8番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、国道に接し、近隣に医療施設やスーパーなどがあり、交通の便も良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、隣接する米穀店からの粉塵による影響について確認したところ、米穀店の南側

には、緩衝地として公園を設ける計画であり、粉塵の吐き出し口について問題が起こらないよう米穀店と再度調整を行う旨の回答を得ました。

また、申請地北側に残る畑について確認したところ、地権者より、申請地の表土を剥いで30センチほど嵩上げを行い、大豆を耕作するとのことで、作付けをしない期間についても、周りの住民に迷惑がかからないように管理を行う旨の回答を得ました。

さらに、販売の際は、北側に残る畑で耕作が継続されることについて、住宅購入者から理解を得られるよう事前説明を求める意見がありました。

また、道路に接しているため、盛り土搬入の際には注意するようとの意見も出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、1519番3、1523番3、1523番4、1524番1について、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

1519番8について、「水管等が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道の区域で、かつ、500メートル以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、1519番3、1523番3、1523番4、1524番1について、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）。

1519番8について、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号9番は、転用目的が「既存施設の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

申請人は、建設業を営んでいますが、現在、自宅敷地の一部を通して南側の駐車場を利用していますが、通路幅が狭く、支障をきたしているとのことで、敷地を拡張したく申請されたものです。

地元委員より、申請地については、今回の農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番の申請地である1723番1と交換することになっており、両者とも合意の上、申請されている旨の説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号10番は、転用目的が「農業用倉庫」の案件で、申請人は農業を営んでいますが、現在の農業用倉庫が老朽化し、周囲の民家にも騒音や粉塵により迷惑をかけているため、申請地に農業用倉庫を建設したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

審議番号11番は、転用目的が「農家住宅」の農振除外を経た案件で、申請人は、農業を営んでいますが、今般、農家住宅の建築を計画したところ、申請地は、耕作地に隣接しており、効率的に農業を行う上で適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号12番は、転用目的が「分家住宅」の案件で、申請人は現在、家族2人で借家に居住していますが、今般、分家住宅の建築を計画したところ、申請地は実家に近いため適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号13番、14番の2件は転用目的が「一般住宅」及び「資材置場の敷地拡張」の全体見直しによる農振除外を経た案件で、一体的に造成を行うものであるため、一括審議・一括採決とし、調査会において申請人説明を求めました。

審議番号13番について、申請人は現在、申請地東側の住宅に居住していますが、今般、県道の改良事業に伴い、自宅敷地が収用されるため、現在の事業所に隣接する申請地への住宅建て替えを計画し、申請されたものです。

また、審議番号14番について、申請人は現在、古紙回収業を営んでいますが、今般、資材置場の一部も収用されるため、敷地の拡張を計画したところ、申請地は、現在の資材置場に隣接しており、今後も効率的に事業を継続できることから適地と判断し、申請されたものです。

審議番号14番について、申請人に、既存敷地と申請地間の水路埋め立て予定地について確認したところ、トラック等で移動するため、佐賀市への水路占用手続きを行った上で、県土木事務所による埋め立て工事を行い、既存敷地から申請地へ直接進入できるようにする旨の回答を得ました。なお、埋め立て箇所については、将来的には払下げを受ける計画であるとの回答を得ました。

また、申請地周辺には、小学校等の教育施設があるため、工事の際は十分注意してほしい旨の要望がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準も、ともに、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日

常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この11件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番及び8番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号7番及び8番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。14番委員。

○14番（山口敏勝君）

3種農地が入っているところを教えてください。3種農地とあったので、滅多に3種農地とか出たことがないなと思って。

○会長（坂井邦夫君）

事務局、どうぞ。

○事務局（川崎巨啓農地係主査）

土地利用計画図の15ページを御覧ください。

3種農地につきましては、この表示をしております1519番8のところは道路に接していることとなりますので、この土地が3種農地として判断をいただいているところでございます。

以上です。

○会長（坂井邦夫君）

14番委員、いいですか。

○14番（山口敏勝君）

はい、分かりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号7番及び8番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号9番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号10番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号11番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号12番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号13番及び14番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号13番及び14番の2件については、転用目的が「一般住宅」及び「資材置場の敷地拡張」の案件で、一体的に造成を行うものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号13番及び14番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書26ページから31ページまでをお開きください。

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請

15～25

○会長（坂井邦夫君）

審議番号15番から25番までの11件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号15番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は県道に隣接しており、近隣に商業施設や医療施設があるため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、現況が里道になっている申請地北側水路について確認したところ、申請人から、地元の要望もあるため、今後の管理がしやすいように、嵩上げを行い、コンクリート張りを行うよう努力する旨の回答がありました。

また、申請地からの雨水排水の処理について確認したところ、申請地西側の道路側溝で、十分に排水できるように設計しているとの説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設されている幅員が4メートル以上の道路の沿道の区域で、かつ、500メートル以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの

(ア) の a の (a)。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

審議番号16番及び17番の2件も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落に隣接し、住環境が良いことから住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請地の東側に譲渡人所有の田があるため、申請人に、その利用について確認したところ、今回の開発で生じる表土を用いて嵩上げを行い、今後は畑として利用していき、申請地東側とその横を通るU字溝との間に残る狭小な農地についても、耕作を行うとの回答を得ました。

また、申請人に、5号地南側の管理用道路の帰属について確認したところ、東側農地への通路路だが、佐賀市道の要件を欠くため、管理は譲受人が行い、将来的には住宅購入者の共有名義にしたいとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの(ア)のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの(イ)のcの(e)と決定しております。

審議番号18番及び19番の2件も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、医療施設や商業施設が近く、交通の便も良いことから住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地北側には優良農地が広がっているため、住宅購入者から耕作者へ苦情がいかないようにしてもらい、また、申請地東側水路の清掃作業についても住宅入居者に協力してもらおうように周知してほしいとの意見が出されました。

さらに、申請地東側水路の下流には農地が広がっているため、排水について南側の農地に影響が出ないようにしてほしいとの意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等につい

て問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号20番及び21番の2件も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落に隣接し、中心市街地への交通の便も良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地西側の里道について確認したところ、張りコンクリートをして草が生えないようにするとの説明がありました。

また、委員からは転用を行う際は、耕作放棄地や市街化区域内の農地から検討すべきであり、宅地化によって周辺農家の耕作意欲を無くすことが無いようにしてほしいとの意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、3388番、3389番、3396番1、3396番2、3397番6は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

3397番1は、「水管等が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道の区域で、かつ、500メートル以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、3388番、3389番、3396番1、3396番2、3397番6は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）。

3397番1は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号22番から25番までの4件も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、中心市街地への交通の便が良く、近隣に大型商業施設や飲食店があるため、住

宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地東側に残る農地について確認したところ、地権者に売却してくれるよう何度も交渉を行ったが、他の業者に売却する計画があるとの理由で、断られたとの説明がありました。

また、地元説明について確認したところ、公民館で住民説明会を行ったとの回答がありました。

さらに、申請地北側の付替え水路に隣接することとなる住民からの同意について確認したところ、協議を行い同意を得ている旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この11件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、審議番号15番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号15番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号16番及び17番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号16番及び17番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号16番及び17番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

○会長（坂井邦夫君）

次に、審議番号18番及び19番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号18番及び19番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号18番及び19番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号20番及び21番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号20番及び21番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号20番及び21番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号22番から25番までの4件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号22番から25番までの4件につ

いては、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号22番から25番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書34ページ及び35ページをお開きください。

第7号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1・2・3・4・5・6・7

○会長（坂井邦夫君）

第7号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番から7番までの7件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から7番までの7件：36,818㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この7件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この7件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この7件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から7番までの7件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書36ページから41ページまでをお開きください。

第8号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

1～22

○会長（坂井邦夫君）

第8号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号1番から22番までの22件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から22番までの22件

新規 8件： 49,267㎡

更新 14件： 70,215.50㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この22件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この22件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この22件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から22番までの22件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書41ページから45ページまでをお開きください。

第8号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

23～41

○会長（坂井邦夫君）

審議番号23番から41番までの19件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号23番から41番までの19件

新規 6件： 21,780㎡

更新 13件： 68,575㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この19件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この19件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この19件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号23番から41番までの19件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書46ページ及び47ページをお開きください。

第9号議案 非農地通知について

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

第9号議案 非農地通知について、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号1番から3番までの3件について、地元委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、山林、原野化しているため、非農地と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書48ページをお開きください。

第10号議案 下限面積（別段の面積）の検討について

○会長（坂井邦夫君）

第10号議案 下限面積（別段の面積）の検討についてを議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第10号議案 下限面積（別段の面積）の検討について、調査会において審議したところ、令和2年度の下限面積（別段の面積）については、原案どおり承認することで総会へ送ることに決定したものです。

なお、委員から、空き家バンク制度の対象地区外の空き家に付随する農地の下限面積については、平野部でも検討していくべきという意見が出されました。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

続きまして、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第10号議案 下限面積（別段の面積）の検討について、調査会において審議したところ、令和2年度の下限面積（別段の面積）については、原案どおり承認することで総会へ送ることに決定したものです。

なお、委員からは、農地を守る観点から、空き家に付随した農地の地権者に対し、空き家バンクへの登録を勧めることは出来ないかという意見が出されました。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決定しました。

先ほど4号議案の折に、6番委員から質問がありました資材置場の件について、ここで事務局の方から説明をお願いします。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

それでは、4号議案の折に6番委員から御質問がありましたことについて、担当課に確認を取りました。先ほど委員が言われたとおり、原材料の支給と多面的機能支払を同時に受けることはできないということでした。

改めて申請人に確認を取ったところ、来年度から多面的機能支払制度に加わるということで、今年度については原材料の支給を受けて自分たちで工事をする。来年度以降については、多面的機能支払制度を利用して護岸工事をするということでの回答がありました。

以上です。

○6番（鶴 敏春君）

今年度はまだ多面的機能支払制度にはまだ入っていない、つかないということですね。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

まだ加入されていないので、今年度までは原材料をもらえるということでした。

○6番（鶴 敏春君）

はい、分かりました。

○会長（坂井邦夫君）

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和2年3月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会令和2年3月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会 令和2年3月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前11時15分 閉会